

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見

- 【1】 氏名 埼玉県消費者団体連絡会
- 【2】 職業 消費者団体
- 【3】 住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5
- 【4】 電話番号 048-844-8971
- 【5】 メールアドレス shodanren@saitama-k.com
- 【6】 意見及びその理由

P1 第三条 食品表示基準の一部を改正する内閣府令案について

意見

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）は、全ての加工食品を義務表示対象とすることに固執しすぎです。この案に反対するとともに、本来の食品表示の役割に立ち返り、再検討を求めます。

理由

今回の改正案は「全ての加工食品」義務表示対象とすることが決まっている中でスタートしていると思えません。「全ての加工食品」を対象とするために、いくつもの例外措置を導入せざるを得ない状況を招いています。原料原産地表示はそもそも食品安全のための表示ではなく、消費者選択のための表示です。今回導入される例外措置は、消費者の望むものから乖離し、消費者にとってわかりにくく、混乱させるものになっています。

P4 第三条 2 項 1 の五 例外案について

意見

第三条 2 項 1 の五の各規定にある「その他」「輸入」「製造国」表示を使用しないように求めます。

理由

消費者が求めているのは、選択のための情報である「原料原産地」の表示です。しかし、改正案の中では「その他」「輸入」「製造国」という用語が表示として扱われようとしています。これらの用語は消費者を混乱させるとともに、誤認を招くものです。食品表示は消費者が選択するためのものです。混乱や誤認をさせるような用語を使用しなければならない表示制度自体を、見直してください。